

板橋区立北野小学校 学校いじめ防止対策基本方針

板橋区立北野小学校

統括校長 中川久亨

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（条例 第2条）

いじめは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本姿勢

子ども一人一人どの子にも心穏やかに生活していく権利があり、いじめは決して許されるものではない。いじめは断固許さないという姿勢で予防、早期発見、早期対応にあたる。心身の苦痛を感じている子どもがいるとき、そのことをいつでも誰かに相談できるということを理解させ、早期に発見・対応ができる状況をつくっておく。その上で、関係する子どもの言い分を聞きながら、よりよい関係、よりよい生活ができるような環境づくりを行っていく。基本は、まずは苦痛を感じている子どもの思いをしっかりと受けとめること。そして、関係者の言動を把握し、子ども一人一人の心に寄り添う姿勢をもちながら、必要な指導を行っていくことを基本として、対応を行っていく。

2. 学校いじめ防止等対策委員会（学校対策委員会）の設置

(1) 組織

本校は、以下のように学校対策委員会を組織する。基本メンバーは、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年の特別支援担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。内容、案件により、他の必要な教職員や学校関係者の出席を校長判断で求めることとする。

(2) 委員会の実施等

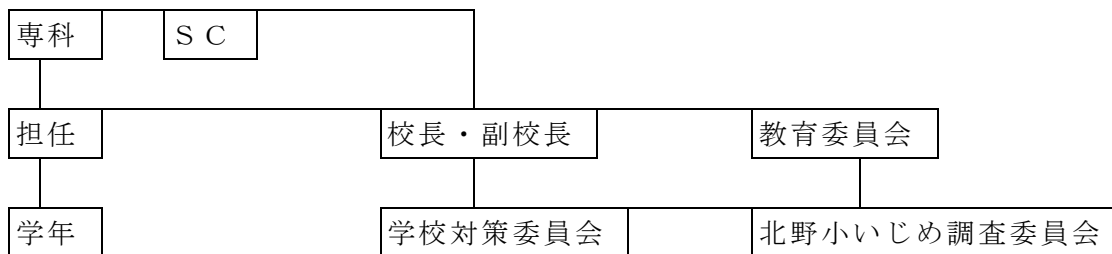
- ① 委員会は、毎月1回を基本に、適宜実施する。
- ② 学校対策委員会の他に、職員夕会、職員会議等の場を児童に関する情報交換の場ととらえ、いつでも必要な情報を発信し、共有することができるようにする。

(3) 学校対策委員会の役割

- ・職員会議等で「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・「学校基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認を行い、取り組みの検証をし、さらに必要な対策を取っていく。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況について、保護者・地域に発信する。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた迅速な指導、必要な支援体制を組織する。また、状況に応じて、関係機関等と連携して対応する。

3. 实施体制

- ・担任教諭は、児童観察や児童・保護者からの情報により、いじめの早期発見に努める。
- ・専科教員は、学年全体を指導するその立場を生かし、子どもの状態把握に努め、気になることは担任に伝えるようにする。担任に伝える内容は、管理職にも報告する。
- ・担任教諭は、いじめを把握したら、速やかに学年主任、管理職に報告し、いじめられている児童からの聞き取りを行う。
- ・学年は、担任の聞き取った内容について確認し、いじめたとされる児童から担任と共に聞き取りを行う。
- ・学校対策委員会は、学年からの情報を共有し、必要な指示、支援を行いながら、早期対応に努める。
- ・管理職は、その緊急度に応じて随時指導に入り、対応が遅れることのないように努める。



※いじめを見逃すことがないように、見つけたいじめには早期対応ができるように、情報を共有できるようそれぞれの立場が繋がっていなければならない。「あれっ?」「おかしいな」と思ったことをすぐに報告、相談できる学校風土をつくっておく。

4. 年間指導計画

月	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・ 一年生を迎える会 ・ あいさつ月間(5)	・ 基本方針確認 ・ 相談室、S C 紹介	・ 保護者会
5	・ S C 面接(5) ・ あいさつ月間(6)	・ 教員自己申告 ・ 校内研修「児童理解と学級づくり」	・ P T A 総会 ・ 個人面談
6	・ ふれあい月間① ・ 移動教室(5・6) ・ セーフティ教室 ・ あいさつ月間(4)	・ 校長講話 ・ 教育相談週間 ・ 学びのエリア研修	・ アンケート① ・ 学校運営連絡協議会①
7	・ いじめゼロキャンペーン ・ 中学校体験学習(6)	・ いじめ防止に関する授業	・ 保護者会
8		・ 校内研修「いじめチェックリストの活用」	
9		・ 校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」	
10	・ 車いす体験(4) ・ 「情報モラル」 ・ あいさつ月間(5)	・ 自己申告	
11	・ ふれあい月間② ・ あいさつ月間(6) ・ 秋さがし(1)(2)	・ 校長講話 ・ 教育相談週間 ・ 学びのエリア研修 ・ いじめ防止に関する授業	・ アンケート② ・ 学校運営連絡協議会②
12	・ 2学期のふり回り ・ あいさつ月間(5)	・ 校内研修「教員の 人権感覚」	・ 個人面談
1	・ 1年間の目標 ・ あいさつ月間(4)	・ 校内研修「教員の 意識点検」	・ 学校関係者評価
2	・ ふれあい月間③ ・ あいさつ月間(5)	・ 校長講話 ・ 教育相談週間 ・ 教員自己評価 ・ いじめ防止に関する授業	・ 学校公開 ・ アンケート③ ・ 学校運営連絡協議会 ③
3	・ 1年間のふり回り ・ 6年生を送る会 ・ あいさつ月間(3)	・ 基本方針改善	・ 保護者会 ・ P T A 総会
通年	・ 協働学習の導入 ・ 道徳教育 ・ 体験活動 ・ 分かる授業 ・ ペア活動 ・ あいさつ運動	・ 学校対策委員会 ・ 健康観察 ・ S C 相談	・ 土曜授業プラン (年間3回)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

5. 具体的な取り組み

(1) 未然防止

穏やかに友達と過ごすこと、友達と活動すること等が楽しいと実感できるような学級経営に努める。小さな友達同士のトラブルを解決して生活することが楽しい生活に結びつくという経験を積ませていく。さらには、各教科・領域や道徳の授業において、友達を思いやる心や社会生活を送る上で大切にすべきことなどについてしっかりと考える時間を大切にしていく。

(2) 早期発見

担任、専科がそれぞれの立場から子どもの状態把握に努め、いじめの兆候を早期に発見することを第一に考える。さらに、大人の目の届かないところで行われているようなものについて、誰かに相談することがよいことであること、相談すればよりよい解決方法が見つかるのだということを日頃から理解させるように取り組んでいく。

(3) 早期対応

いじめの事実が発見されたならば、迅速に対応する。学校対策委員会で事実を共有して対応していく余裕がある場合は、指導者側が情報の共通理解と対応策を検討、確認し、丁寧に指導にあたる。その余裕がないような緊急な場合は、担任と管理職がまずは迅速に必要な初期対応（事実確認、必要な指導、保護者への連絡と指導・情報共有、各所への連絡等）を行う。

(4) 校内相談体制の確立

いじめられている子どもがその事実を誰かに伝えることができるようにするためには、そういうことができるという安心感をもてなければならない。友達なのか先生なのか、保護者なのか、いずれかに伝えたとき、そのことを解決に向けて大人たちはいつでも行動するのだということを常日頃から子どもたちに伝えておく。保護者がいじめを把握した際には、やはりいつでも担任に連絡をし、対応策を考えていくという信頼関係がなければならない。それができる関係づくりに日頃から努力していく。

(5) 校内研修の実施

いじめの実態はどのように把握できるのか、いじめにどう対応していくのか、指導後の進捗状況をどのように把握するのか、いじめを起こさない学級風土をどのようにつくるのか等について研修を深め、教師一人一人の力量を高める。

ふれあい月間を含め、各学期2回の研修を行う。その際、都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム～」等を活用する。また、アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭または主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。さらにSCを交えたケース会議や情報交換会を定期的に実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

(6) 保護者との連携・啓発

いじめの事実を確認した時点で、まずは保護者に連絡し、情報を共有する。その上で、どのように対応していくのか、学校の考えを伝え、家庭と連携して取り組んでいくことができるようにする。さらに、我が子がいじめにあった場合だけでなく、いじめる側になった場合のことをも考え、いじめについてアンテナを高くしていくことができるよう保護者の意識を啓発していく。

(7) 区民、関係機関との連携

まずは、学校緊急対応チームSTARTに連絡をし、状況を伝えて必要な指示を仰ぐと共に、学校として迅速に対応できる状況をつくる。必要に応じて、他の関係機関とも連携をとって、実効性のある指導を行っていく。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告

重大事態が起こった場合は、速やかに教育委員会に報告し、北野小いじめ調査委員会を設け、事実関係の調査を実施する。関係保護者への情報提供、教育委員会への調査結果報告を速やかに行う。生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

基本姿勢として、隠さない、事実を事実としてしっかりと受けとめる、どうすれば重大事態を2度と起こさないかということを考えて問題に正対する。

板橋区が調査主体になる場合には、事実関係を明確にするための調査に協力する。

(2) 北野小いじめ調査委員会

北野小いじめ調査委員会は、学校対策委員会に、iCS委員、PTA役員、学校医等を加えて、公平性・中立性の確保が保たれる組織として設置する。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

7. 取り組みに関する点検と改善の方策

学校対策委員会において、いじめの事実についての情報を共有すると共に、指導の内容、児童の様子、保護者の反応・考え、等について確認すると共に、指導についての評価を行い、適宜改善策を考えながら、指導を積み重ねていく。その際、スクールカウンセラーや教育相談所の意見なども聞きながら、よりよい指導、かかわりができるよう教職員のスキルアップを図る。

(1) ふれあい月間のアンケートを生かす

学期1回のアンケートを実施する際、子どもの心の内を素直に表現してよいということを確認し、子どもの実態を把握できるように実施する。記載された内容と日頃の子どもの様子を関連づけながら、いじめの兆候を読み取ると共に、起きているいじめの発見に努める。

(2) 学校対策委員会での評価と改善策の検討

いじめの事案の進捗状況の確認、取った対策についての確認、改善・解決の程度を把握しながら、個々の対策についての評価を行い、よりよい方法の検討を行い、次に生かしていく。

(3) 具体的な取り組みを「学校いじめ防止基本方針」に盛り込む

実際に取った対策の中で効果があったものについて、基本方針の資料として盛り込み、「北野小学校いじめ防止基本方針」を毎年改善していく。

8. その他

平成26年11月に策定された板橋区いじめ防止対策基本方針を理解し、防止対策（例）を活用し、いじめ問題に対応する。